

忠岡町消費生活相談のご案内

暮らしの中で、疑問に思うこと、おかしいな、困ったな・・・と思うことはありませんか？

「絶対にもうかる」と社債を勧められた。信用できる？

クーリング・オフはどうやってするの？

訪問販売で契約してしまった。よく考えたら高いからやめたい。

床が腐っているから「今すぐ工事が必要」と言われた。不安だ。

注文していないのに商品が届いた。どうすればよいの？

借金が返せない。どうしよう…。



ひとりで悩まず、まずは相談窓口へ連絡しましょう！

開庁日ならお問い合わせはいつでもOK！

相談方法： 来庁または電話（秘密厳守、相談料無料）

相談日： 毎週 火曜日・金曜日（午後1時～4時）

お問い合わせ

忠岡町産業振興課 消費生活相談

TEL 0725-22-1122